

(予防) 短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホームやすらぎの園
運営規程

社会福祉法人寿生会

制定日 平成 14 年 4 月 1 日

(介護予防)短期入所生活介護事業所運営規程目次

第1条	目的	…1
第2条	基本方針	…1
第3条	運営方針	…1
第4条	事業所の名称	…1
第5条	事業所の所在地	…1
第6条	職員の職種、員数及び職務内容	…1
第7条	利用定員	…2
第8条	生活介護内容	…2
第9条	利用料	…3
第10条	緊急時等における対応要領	…3
第11条	苦情処理	…3
第12条	虐待防止に関する事項	…4
第13条	身体拘束	…4
第14条	感染・災害・事故等対策	…4
第15条	感染症等防止	…4
第16条	業務継続計画の策定	…4
第17条	非常災害対策	…5
第18条	その他運営に関する留意事項	…5
	附則	…5

社会福祉法人寿生会（やすらぎの園）短期入所生活介護事業所運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人寿生会が設置運営する指定短期入所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本事業は、在宅の高齢者に対し、要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう施設に短期間入所しその施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営方針）

第3条 本事業において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に生活介護の計画を作成し利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。又、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、開始前から終了に至るまで利用するサービスの目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成する。
- 3 利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、認知の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切な介護技術をもって行う。
- 4 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 利用者に提供する生活介護の質の管理、評価を行う。
- 6 本事業の生活介護計画を作成するに当たって既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画に沿った入所介護を提供する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム「やすらぎの園」（以下『事業所』という）

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

所在地 茨城県土浦市小岩田西2丁目1番49号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 本事業所の職員の種別、員数、及び職務内容については事業所が特別養護老人ホームの空きベッドを利用することに鑑み、当該特別養護老人ホームの定員を70名(特養54名、短期入所利用予定者16名)とみなした場合に老人福祉法並びに介護保険法上必要とする員数とする。

(1) 管理者 1名

職員等の管理及び業務の運営管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名(兼務)

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(3) 看護職員及び介護職員 27名

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と支援及び日常生活の充実に資する。

(4) 管理栄養士 1名

利用者の心身の状況及び嗜好、季節感等を考慮して献立を作成し喫食状況を調査、利用者の栄養管理を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名(兼務)

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

(6) 事務職員 2名

利用者に関わる事務を行う。

(7) 運転員兼用務員 1名

車両での送迎並びに用務等の業務に従事する。

(利用定員)

第7条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

定員 16名

(生活介護内容)

第8条 本事業所の生活介護の内容は次のとおりとする。

本事業所の提供の開始に際しあらかじめ利用申込者又はその家族に対し、本事業の運営規程の概要、職員の勤務態勢その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(1) 介護

① 利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

② 利用者を1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭をする。

③ 利用者の心身の状況に応じ適切な方法により排泄の自立に必要な援助を行いおむつを使用せざるを得ない者に対しては適切に取替える。

④ 利用者に対して離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

(2) 食事の提供

利用者の食事は栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、自立支援を配慮しできるだけ離床して食堂で行う。

(3) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(4) 健康管理

本事業所の医師及び看護師は常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のため適切な措置をとる。

(5) 相談及び援助

事業者は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(6) その他のサービスの提供

利用者に対して教養娯楽並びに適宜にレクリエーション行事を行う。

(7) 利用者に対して送迎を行う。

実施地域は、土浦市、つくば市、阿見町及びかすみがうら市とする。

(利用料)

第9条 本事業所が提供する短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 本事業所は前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 送迎に要する費用

但し通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
送迎片道1回につき(片道10キロメートル未満) 250円

(1キロメートル増す毎に20円増加)

事業の実施地域以外の地域とは、土浦市、つくば市、阿見町及びかすみがうら市以外の地域をいう。

(2) 居住費および食費は事業所が定める費用を自己負担とする。

(3) 理容代(実費)

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者の状態に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに協力医療機関へ連絡を行なうとともに家族へ連絡するものとする。

2 前項の措置を講じた職員は、その状況を施設長に報告しなければならない。

(苦情処理)

第11条 利用者の苦情への適切な対応により、利用者の満足感を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護することができるよう支援する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染・災害・事故等対策)

第14条 従業者は、常に別途定める災害事故防止対策に基づき利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 利用者は、前項の職員の取る措置に可能な限り協力するものとする。
- 3 感染症・災害等が発生した場合であっても必要なサービスの提供に努める。

(感染症等防止)

第15条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

(記録の整備・保存)

第 19 条 本事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

附則

- 1 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿生会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。
- 2 この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は平成 17 年 3 月 17 日に改訂。
- 4 この規程は平成 17 年 10 月 1 日に改訂。
- 5 この規程は平成 25 年 1 月 1 日に改訂。
- 6 この規程は令和 2 年 8 月 1 日に改訂。
- 7 この規程は令和 3 年 11 月 20 日に改訂。
- 8 この規程は令和 5 年 7 月 15 に改訂。